

## 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）にかかる事務フロー

	サービス事業者	ケアマネ	利用者
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネに対し、第12報に基づく請求を行いたい意向を伝え、利用者負担額等を把握する。</li> <li>・1人の利用者につき第12報に基づく請求ができる対象の事業所が複数ある場合は、事業所間で調整・協議を行うこと。</li> </ul>		
2		<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供事業者からの求めに応じ、第12報に基づく請求を行った場合の利用者負担額等について情報提供する。</li> <li>・必要に応じて、第12報に係るサービス提供事業者とも調整を行う。</li> <li>・なお、この際、当該取扱い等の実施により、区分支給限度基準額の取扱いに変更がないことに留意する。</li> <li>・また、第12報に基づく算定方法は、算定回数は規定基準以下であれば柔軟に取り扱うことができる。</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネから第12報に基づく請求を行った場合の利用者負担額を把握し、利用者に対して説明を行う。同意を得られた場合、利用者から書面で同意をもらっておく。</li> <li>・「利用者からの事前の同意」とは、請求前よりも前に利用者から同意を得ておくことを指す。</li> <li>・第12報に基づく算定方法による請求の開始は、利用者から同意の得られた適用日からとし、同意日以降に限られたものではない。</li> <li>・また、第12報に基づく請求について、上乗せする報酬の回数及び報酬区分は規定上限を下回る算定でも可能である。</li> </ul>		
4			<p>サービス提供事業者から説明を受け、同意の有無の意思表示を行う。同意する場合は、豊田市作成の「同意書」又は同等の内容のものに「自署・押印」を行う。なお、押印が困難な場合は、自署のみとすることも可能である。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネに対して、同意書の写しを提供し、利用者から同意を得られたことについて情報提供を行う。</li> <li>・7時間以上8時間未満または8時間以上9時間未満の区分でサービスを提供する通所介護事業所及び6時間以上7時間未満または7時間以上8時間未満の通所リハビリテーション事業所で第12報に基づく請求を行うにあたっては、豊田市への延長加算の届出が必要となる。本件のみの特例として、<b>6月30日必着</b>で豊田市に加算の届出を提出した場合、<b>6月サービス提供分</b>から算定可能とする。第12報による臨時的な取扱いが終了された場合には、臨時的な取扱いを受けた事業所について速やかに当該加算の算定を取り下げること留意すること。</li> </ul>		
6		<p>サービス提供事業者から利用者の同意が得られたことを確認し、サービス利用票（第6表）及び居宅サービス計画書におけるサービス提供回数等との整合性を図る。</p>	
7	<p>国保連への請求時は、居宅介護支援事業所が作成する給付管理票及び居宅サービス事業所が作成する介護給付費明細書のそれぞれに反映させて請求する。</p>	<p>国保連への請求時は、居宅介護支援事業所が作成する給付管理票及び居宅サービス事業所が作成する介護給付費明細書のそれぞれに反映させて請求する。</p>	
8		<ul style="list-style-type: none"> <li>・翌月分以降のサービス提供については、第12報に基づく算定を行った場合のサービス利用票（第6表）を利用者に発行し情報提供することで足りることとする。</li> <li>・国から本取扱いの期限が定められたとき又は利用者から取扱いの変更・解除を行いたい旨の申出があった場合、この取扱いを取りやめることとする。</li> </ul>	
9			<p>本取扱いを変更・解除したい場合、サービス提供事業者及びケアマネに相談を行うこと。</p>